

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 25 日（金）第3198号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 規 則

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（※）  
（人事課取扱い） 1
- 鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則（※）  
（学事法制課取扱い） 2
- 鹿児島県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則（※）  
（青少年男女共同参画課取扱い） 3
- 保健所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）  
（保健医療福祉課取扱い） 4
- 鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（※）  
（会計課取扱い） 4
- 訓 令
- 鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令（※）  
（人事課取扱い） 5
- 鹿児島県電子計算機等情報処理規程の一部を改正する訓令（※）  
（情報政策課取扱い） 5
- 告 示
- 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱の一部を改正する要綱（※）  
（廃棄物・リサイクル対策課取扱い） 6
- 保安林の指定予定  
（森づくり推進課取扱い） 7
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（2件）  
（水産振興課取扱い） 7
- 養殖共済に係る一定の水域の設定  
（水産振興課取扱い） 8
- 県営土地改良事業の計画の決定（2件）  
（農地整備課取扱い） 8
- 県営土地改良事業の計画の変更（2件）  
（農地整備課取扱い） 9
- 県営土地改良事業に係る不換地の指定  
（農地整備課取扱い） 10
- 県営土地改良事業の工事の完了  
（農地整備課取扱い） 15
- 基本測量の終了  
（監理課取扱い） 15
- 道路の区域の変更（3件）  
（道路維持課取扱い） 15
- 道路の供用の開始（2件）  
（道路維持課取扱い） 16
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定  
（砂防課取扱い） 18
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可  
（都市計画課取扱い） 18
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（3件）  
（都市計画課取扱い） 19
- 道路の位置指定  
（北薩地域振興局取扱い） 20
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービスの事業の廃止  
（大島支庁取扱い） 20
- 公 安 委 員 会 公 告
- 警備業貴重品運搬警備業務 2 級検定実施公告  
（生活安全企画課取扱い） 21

## 規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第 9 号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第 1 条第 2 項の規定により女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第 15条第 1 項の地方公共団体の機関，その長又はその職員で規則で定めるものは，次の表の左欄に掲げるものとし，それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を定めるものとする。

鹿児島県知事	鹿児島県知事が任命する職員
鹿児島県議会議長	鹿児島県議会議長が任命する職員
鹿児島県選挙管理委員会	鹿児島県選挙管理委員会が任命する職員
鹿児島県代表監査委員	鹿児島県代表監査委員が任命する職員
鹿児島県人事委員会	鹿児島県人事委員会が任命する職員
鹿児島県各海区漁業調整委員会	鹿児島県各海区漁業調整委員会が任命する職員
鹿児島県工業用水道事業の管理者の権限を行う鹿児島県知事	鹿児島県工業用水道事業の管理者の権限を行う鹿児島県知事が任命する職員
鹿児島県立病院事業の管理者	鹿児島県立病院事業の管理者が任命する職員

附 則

この規則は，平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第10号

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則

鹿児島県立短期大学学則（平成 6 年鹿児島県規則第66号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1(1)の表中「専門基礎科目群」を「専門基礎科目」に，「日本語学科目群」を「日本語学科目」に，「日本文学（古典）科目群」を「日本文学（古典）科目」に，「日本文学（近代）科目群」を「日本文学（近代）科目」に，「地域文学・中国文学科目群」を「地域文学・中国文学科目」に，「関連科目群」を「関連科目」に改め，別表第 1 の 1(2)の表中「専門基礎科目群」を「専門基礎科目」に，

「	スタディスキルズ	2	」	を
	言語学概論		2	
	比較文学		2	
「	スタディスキルズ	2	」	に，「コミュニケーション科目群」を「コミュニケーション科目」に，
「	オーラルコミュニケーションⅣ		1	」を
「	オーラルコミュニケーションⅣ		1	」に，「英語学科目群」
	英語表現法Ⅰ	1		
	英語表現法Ⅱ	1		
	英語表現法Ⅲ	1		
を「英語学科目」に，	英語音声学			2
	英語表現法Ⅰ		1	
	英語表現法Ⅱ		1	
	英語表現法Ⅲ		1	

を「 | 英語音声学 | | 2 | 」に、「英米文学科目群」を「英米文学科目」に、

「 | 米文学史 | | 2 | 」を  
「 | 米文学史 | | 2 |  
| 比較文学 | | 2 | 」に、「比較文化科目群」

を「比較文化科目」に、「関連科目群」を「関連科目」に、  
「 | 対照言語学 | | 2 | 」を  
「 | 対照言語学 | | 2 |  
| 言語学概論 | | 2 | 」に改め、別表第 1 の 2

(2)の表中 「 | 生活科学概論 | | 2 |  
| 生活環境学 | | 2 | 」を

「 | 生活科学概論 | | 2 | 」に、

「 | 造形史 | | 2 |  
| ビジュアルデザイン論 | | 2 | 」を

「 | ビジュアルデザイン論 | | 2 | 」に、

「 | ファッション造形Ⅱ | | 1 |  
| ファッション造形Ⅲ | | 1 | 」を

「 | ファッション造形Ⅱ | | 1 | 」に、

「 | 設計製図Ⅳ | | ☆4 | 」を

「 | 設計製図Ⅳ | | ☆4 |  
空間デザイン論		2
空間デザインⅠ		1
空間デザインⅡ		1
卒業研究C		4

(1)の表中「ヨーロッパ事情」を「ヨーロッパ経済事情」に改め、別表第 1 の 4 の表中「日本文学」を「日本文学・古典」に、「郷土文学」を「日本文学・近代」に、「ヨーロッパ事情」を「ヨーロッパ経済事情」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前から引き続き在学している者に係る授業科目並びにその単位数及び履修方法については、改正後の鹿児島県立短期大学学則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

.....  
鹿児島県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則（昭和37年鹿児島県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 2 条第 1 項第 8 号」を「第 2 条第 1 項第 5 号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 6 月 23 日から施行する。

保健所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県規則第12号**

保健所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

保健所の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表 4 の項中「410」を「420」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県規則第13号**

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「 保育士試験関係証明交付手数料  
行政書士試験手数料 」 を

「 保育士試験関係証明交付手数料 」 に、

「 不動産鑑定業者登録申請手数料 」 を

「 自家用有償旅客運送者登録申請手数料  
自家用有償旅客運送者変更登録申請手数料  
不動産鑑定業者登録申請手数料 」 に、

「 診療エックス線技師免許証書換え交付手数料 」 を

「 診療エックス線技師免許証書換え交付手数料  
登録喀痰吸引等事業者登録申請手数料 」 に、

「 証明手数料  
歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料 」 を

「 証明手数料 」 に、

「 飼料検定手数料 」 を

「 登録検査機関登録申請手数料  
登録検査機関登録更新申請手数料 」 に、

登録検査機関変更登録申請手数料	」	
「 解体工事業者登録簿閲覧手数料	」	を
「 解体工事業者登録簿閲覧手数料 サービス付き高齢者向け住宅事業登録又は登録の 更新申請手数料	」	に、
「 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	」	を
「 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 エネルギー消費性能向上計画認定又はエネルギー 消費性能認定申請手数料 エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	」	に改める。
別表第 2 北薩地域振興局の項中「支所長代理」を「庶務を担当する主幹」に改める。		
附 則		
この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中		
「 保育士試験関係証明交付手数料 行政書士試験手数料	」	を
「 保育士試験関係証明交付手数料	」	に改める部分及び
「 証明手数料 歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料	」	を
「 証明手数料	」	に改める部分は、公布の日から施行
する。		

## 訓 令

### 鹿児島県訓令第 1 号

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県職員服務規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員服務規程（昭和35年鹿児島県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項の表以外の部分及び同項の表営利企業等の従事許可の項区分の欄中「営利企業等の従事許可」を「営利企業への従事等の許可」に改め、同項根拠規定の欄中「営利企業等の従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制限に関する規則」に改め、同項手続の欄中「営利企業等の従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制限に関する規則」に、「営利企業等の従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

### 鹿児島県訓令第 2 号

鹿児島県電子計算機等情報処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県電子計算機等情報処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県電子計算機等情報処理規程（平成9年鹿児島県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

「第5章 センターマシンの設置及び運用管理（第22条—第24条）  
目次中 第6章 安全対策及び障害対策（第25条—第27条） を「第5章 安  
第7章 その他（第28条—第32条） 」 第6章 そ  
全対策及び障害対策（第22条—第24条） に改める。  
他（第25条—第29条） 」

第2条第1号中「汎用コンピュータ及び」を削り、「並びにこれらの」を「及びその」に改め、同条第2号中「入出力媒体」を「記録媒体」に改め、同条第5号中「接続してデータ通信するための情報通信網及び当該情報通信網を構成する設備」を「相互に接続するための通信網並びにその構成機器であるハードウェア及びソフトウェア」に改め、同条第6号を削る。

第5章を削る。

第6章中第25条を第22条とし、第26条を第23条とし、第27条を第24条とし、同章を第5章とする。

第7章中第28条を第25条とし、第29条を第26条とし、第30条を第27条とする。

第31条第1項中「及び情報化の普及・啓発」を削り、同条を第28条とし、第32条を第29条とする。

第7章を第6章とする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## 告 示

### 鹿児島県告示第326号

鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成28年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱（平成3年鹿児島県告示第941号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 処理施設の記録の閲覧（第5条・第6条）」を「第2章 削除」に改める。

第2条第5号中「又は海洋投入処分」を「、海洋投入処分又は再生」に、「海洋投入処分を」を「再生を」に改め、同条第6号中「埋立処分」の次に「若しくは再生」を加え、同条第8号中「又は」を「若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は省令第10条の3第2号の指定を受けようとする者及び受けた者」を加える。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第5条及び第6条 削除

第7条中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に、「にあつては、その工事の着手」を「のうち、省令第10条の3第2号の指定を受けようとする者が設置する当該指定に係る施設にあつては当該指定の申請とし、当該指定に係る施設以外の施設にあつてはその工事の着手とする」に改める。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該市町村長の意見を聴いた上で、知事が関係地域等を定める必要がないと認めるときは、この限りでない。

第13条を次のように改める。

（事前協議の終了通知）

第13条 知事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、第7条の規定による協議（以下この章において「事前協議」という。）が終了した旨を通知

するものとする。

- (1) 第 8 条第 2 項の市町村長の意見を聴いた上で、関係地域等を定めないとき 設置等予定者及び当該処理施設の設置場所を管轄する市町村長
  - (2) 前条第 3 項の関係市町村長の意見を聴いた上で、協議等結果報告書の内容が適正であると認めるとき 設置等予定者及び関係市町村長
- 第16条の 3 中「第15条の 2 の 5 第 1 項」を「第15条の 2 の 6 第 1 項」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定（「第15条の 2 の 5 第 1 項」を「第15条の 2 の 6 第 1 項」に改める部分に限る。）及び第16条の 3 の改正規定は、同年 3 月 25 日から施行する。

### 鹿児島県告示第327号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿児島市本城町1115番， 1118番 1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第328号

西之表市西之表6816番地23 浦口清則及び西之表市西之表6677番地 2 押川登からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 西之表市西之表区域（西之表市のうち西之表市国上区域，西之表市東海区域及び西之表市住吉区域を除く地区）
- 2 区分 主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

### 鹿児島県告示第329号

大島郡瀬戸内町大字古仁屋229番地 5 関秀利及び大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江 7 番地 17 町元二からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 瀬戸内町区域（瀬戸内漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主として旗流し漁業を営む漁業

## 鹿児島県告示第330号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、同法第114条第3号に掲げる養殖業の養殖共済に係る一定の水域（以下「加入区」という。）を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成28年3月25日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成25年9月1日鹿児島県告示第934号（養殖共済に係る一定の水域の設定）の27の表瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ加入区の項、28の表瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ加入区の項及び29の表瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ加入区の項並びに平成27年4月3日鹿児島県告示第337号（養殖共済に係る一定の水域の設定）の3の表瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ加入区の項を削る。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 小割り式2年魚くろまぐろ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ第1加入区	大特区魚第11号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ第2加入区	大特区魚第12号漁業権の漁場の区域

## 2 小割り式3年魚くろまぐろ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ第1加入区	大特区魚第11号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ第2加入区	大特区魚第12号漁業権の漁場の区域

## 3 小割り式4年魚くろまぐろ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ第1加入区	大特区魚第11号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ第2加入区	大特区魚第12号漁業権の漁場の区域

## 4 小割り式5年魚くろまぐろ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ第1加入区	大特区魚第11号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町久慈オフケ、ナガサキ第2加入区	大特区魚第12号漁業権の漁場の区域

## 鹿児島県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（中山間地域型）（農業用排水施設整備，農道整備，暗渠排水及び区画整理）北霧島地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎



- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 3 月 28 日から同年 4 月 22 日まで
- 3 縦覧場所  
霧島市役所耕地課

**鹿児島県告示第332号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により，土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）徳永地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 3 月 28 日から同年 4 月 22 日まで
- 3 縦覧場所  
始良市役所耕地課

**鹿児島県告示第333号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農業用排水施設整備，農道整備，区画整理及び暗渠排水）蒲生地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 3 月 28 日から同年 4 月 22 日まで
- 3 縦覧場所  
始良市役所耕地課

**鹿児島県告示第334号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農業用排水施設整備，農道整備，農用地保全，区画整理及び暗渠排水）湧水地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 3 月 28 日から同年 4 月 22 日まで

## 3 縦覧場所

湧水町役場建設課

## 鹿児島県告示第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（経営体育成型）川南地区の換地計画を定めるに当たり、次に掲げる土地について、これらを従前の土地とする換地を定めない土地として指定した。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 換地を定めない土地

市町村名	大字名	字 名	地 番	地 目	用 途	地積㎡
いちき串木 野市	大里	黒木山	4919-1	田	田	450
			4927-2	田	田	310
			4928-1	田	田	438
			4944-1	田	田	444
			4945-1	田	田	394
			4945-2	田	田	286
			4950-2	田	田	471
			4952-2	田	田	434
			4953-2	田	田	93
			4960-1	田	田	334
			4967-2	田	田	714
			4968	田	田	203
			4968-1	田	田	642
			4969-1	田	田	117
			4969-2	田	田	248
			4970-1	田	田	838
			4978-1	田	田	468
			4979-1	田	田	397
			二之丸	762-1	田	田
		765-1		田	田	906
		767-1		田	田	621
		844-1		田	田	712
		861-1		田	田	686
		861-2		田	田	296
		862-2		田	田	493
		863-1		田	田	516
		864-1		田	田	502
		865		田	田	988
		876		田	田	987
		879-2		田	田	385
		880-2		田	田	510
		888-2		田	田	275
		915		田	田	995
		918-2	田	田	501	
919-1	田	田	680			
928-1	田	田	676			
932	田	田	1,032			
935-3	田	田	493			

		943-1	田	田	550
		945-1	田	田	976
		947-1	田	田	556
		947-2	田	田	556
		948-2	田	田	531
		949	田	田	1,079
		952-1	田	田	559
		953	田	田	1,009
		956-1	田	田	912
		956-4	田	田	62
		959-1	田	田	251
		959-2	田	田	61
		1094-1	田	田	987
		1095-1	田	田	890
		1096-2	田	田	701
		1109	田	田	823
		1111-1	田	田	520
		1113	田	田	1,079
		1122-1	田	田	515
		1122-2	田	田	214
		1122-3	田	田	138
		1122-4	田	田	200
		3323-2	田	田	375
		3323-3	田	田	273
		3325-1	田	田	1,014
		3330	田	田	994
		3331	田	田	999
		3332	田	田	963
		3333-1	田	田	445
		3336-5	田	田	457
		3358-1	田	田	384
		3359-1	田	田	555
		3367-2	田	田	561
		3370-1	田	田	1,622
		3377-1	田	田	168
		3377-2	田	田	173
		3377-3	田	田	879
		3381-2	田	田	594
	鳥居松	422-1	田	田	278
		423-2	田	田	306
		423-5	田	田	23
		424-1	田	田	849
		425-1	田	田	103
		425-4	田	田	7.69
		427-3	田	田	331
		429	田	田	1,016
		433-1	田	田	365
		434-1	田	田	509
		435-1	田	田	986
		437-1	田	田	623

437-2	田	田	343
438-1	田	田	346
444	田	田	1,005
446-1	田	田	707
450-1	田	田	246
514-1	田	田	50
516-1	田	田	917
517-2	田	田	99
518-3	田	田	229
519-3	田	田	341
521-1	田	田	747
521-2	田	田	234
522-1	田	田	520
522-2	田	田	447
526-1	田	田	626
528-2	田	田	330
529-1	田	田	272
529-2	田	田	280
530-1	田	田	207
531-1	田	田	742
533	田	田	1,010
535-1	田	田	312
535-2	田	田	369
537-1	田	田	505
538-1	田	田	584
548-1	田	田	486
549-2	田	田	333
550-1	田	田	362
550-2	田	田	346
550-3	田	田	354
551-1	田	田	616
551-2	田	田	152
552-1	田	田	122
552-3	田	田	120
552-4	田	田	120
554-1	田	田	803
558-1	田	田	574
558-2	田	田	257
561-3	田	田	429
563-1	田	田	653
568-1	田	田	779
568-2	田	田	267
569-3	田	田	264
573-1	田	田	521
573-2	田	田	520
580-4	田	田	268
590-1	田	田	1,017
591-1	田	田	1,001
593-1	田	田	464
596-2	田	田	618

		600-1	田	田	185
		600-2	田	田	451
		606-1	田	田	390
		606-2	田	田	482
		607-1	田	田	303
		607-2	田	田	306
		607-3	田	田	311
		610-2	田	田	379
		610-3	田	田	257
		613-1	田	田	902
		614-2	田	田	263
		618-1	田	田	343
		621-1	田	田	362
		622-1	田	田	363
		626	田	田	981
		634-1	田	田	964
		651-1	田	田	742
		653	田	田	1,011
		655-1	田	田	1,011
		659-1	田	田	331
		659-2	田	田	837
		659-3	田	田	884
		662-1	田	田	969
		668-2	田	田	609
		682-1	田	田	1,006
		698-4	田	田	517
		722	田	田	986
		739-2	田	田	310
	敷田	3382-1	田	田	441
		3389-2	田	田	363
		3391-2	田	田	252
		3398-2	田	田	303
		3400	田	田	729
		3420-2	田	田	366
		3424-1	田	田	389
		3425-1	田	田	781
		3428-2	田	田	249
		3434-1	田	田	1,000
		3437-2	田	田	496
		3492	田	田	1,084
		3495	田	田	972
		3497-2	田	田	260
		3545	田	田	900
		3546-2	田	田	241
		3546-3	田	田	226
		3554-2	田	田	283
		3556-1	畑	畑	205
		3556-3	田	田	301
		3572-1	畑	畑	455
		3573-2	畑	畑	250

3574-2	畑	畑	141
3574-4	畑	畑	199
3577-3	畑	畑	297
3578-2	田	田	134
3578-4	畑	畑	242
3579-1	畑	畑	283
3579-3	畑	畑	255
3588-2	畑	畑	206
3589-2	畑	畑	90
3591-4	畑	畑	122
3603	畑	畑	319
3605-1	田	田	345
3607-1	田	田	768
3608	田	田	662
3609-1	田	田	349
3615-1	田	田	123
3634-1	田	田	360
3652-1	田	田	335
3663-3	田	田	212
3666-1	田	田	246
3667-1	田	田	295
3669-1	田	田	362
3670-2	田	田	525
3673-1	田	田	136
3676-1	田	田	199
3679-1	田	田	155
3679-2	田	田	383
3682-1	田	田	112
3682-3	田	田	122
3685-1	田	田	276
3685-3	田	田	43
3687-1	田	田	457
3689-1	田	田	353
3690-1	田	田	311
3693-2	田	田	708
3694-1	田	田	541
3695-3	田	田	126
3702	田	田	558
3706	田	田	712
3708	田	田	699
3716-2	田	田	406
3717	田	田	1,061
3721	田	田	1,003
3722-2	田	田	402
3726	田	田	963
3820-2	田	田	545
3820-6	田	田	112
3821-2	田	田	210
3821-3	田	田	507
3826-1	田	田	583

		4863-2	田	田	106
		4864-2	田	田	307
		4865-1	田	田	1,022
		4869-2	田	田	178

**鹿児島県告示第336号**

土地改良事業県営水利施設整備（基幹水利施設保全型）（旧：基幹水利施設ストックマネジメント）（農業用排水施設整備）第二笠野原地区の工事は、平成26年3月20日に完了した。

平成28年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第337号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成27年7月10日鹿児島県告示第660号で告示した基本測量の実施は、平成28年2月29日終了した旨の通知があった。

平成28年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第338号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	飯野松山都城線	曾於市末吉町南之郷字後原畑5295番4地先から同市末吉町南之郷字中崎1486番2地先まで	前	10.5~67.3	4,076.2
			後	10.5~67.3	4,076.2
		後	13.2~136.9	2,959.5	

**鹿児島県告示第339号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島川辺線	南九州市川辺町野崎字馬場田4155番1地先から同市川辺町野崎字高付3082番1地	前	71.7~104.3	130.0
			後	71.7~104.3	130.0

顔娃川辺線	先まで				
	南九州市知覧町瀬世字田淵ノ上729番1地先から同市知覧町西元字木佐貫原14667番2地先まで	前	10.8～28.8	3,518.3	
		前	13.0～70.4	2,224.2	
		後	10.8～28.8	3,518.3	
	南九州市知覧町瀬世字田淵ノ上729番1地先から同市知覧町西元字世ノ上2116番2地先まで	後	13.0～69.2	2,103.4	
	南九州市知覧町西元字東浮免下4049番3地先から同市知覧町郡字轟15910番地先まで	前	6.0～65.0	5,233.7	
	南九州市知覧町瀬世字内園ノ上4732番186地先から同市知覧町郡字轟15967番1地先まで	前	14.9～222.5	2,658.0	
	南九州市知覧町西元字東浮免下4049番3地先から同市知覧町郡字轟15910番地先まで	後	6.0～65.0	5,233.7	
	南九州市知覧町瀬世字内園ノ上4732番186地先から同市知覧町郡字轟15967番1地先まで	後	14.0～133.6	2,658.0	
	枕崎知覧線	枕崎市美原町3番地先から同市瀬戸町77番地先まで	前	13.8～89.2	2,685.4
		後	10.4～59.6	2,685.4	
枕崎市国見町435番1地先から760番地先まで		前	11.1～19.6	374.7	
		後	11.1～19.6	374.7	
南九州市知覧町西元字早馬前13525番4地先から同市知覧町西元字山薙12617番地先まで		前	9.1～20.7	542.9	
		後	10.6～20.7	542.9	
南九州市知覧町西元字塗木西ノ下10977番1地先から同市知覧町瀬世字田淵784番1地先まで		前	10.8～33.0	3,025.3	
		前	9.7～82.5	1,712.0	
	後	10.8～49.6	3,031.5		
	後	11.9～82.6	1,690.8		
霜出南別府線	南九州市知覧町東別府字後野出口13144番1地先から同市知覧町東別府字後畑14402番1地先まで	前	11.5～40.4	278.0	
		後	11.5～49.6	286.0	

## 鹿児島県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年3月25日から2週間、鹿児島県土木部



道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島川辺線	南九州市川辺町野崎字馬場田4155番1地先から同市川辺町野崎字高付3082番1地先まで	平成28年 3月27日
	穎娃川辺線	南九州市知覧町瀬世字田淵ノ上729番1地先から同市知覧町西元字世ノ上2116番2地先まで	
		南九州市知覧町瀬世字内園ノ上4732番186地先から同市知覧町郡字猿山1058番1地先まで	
		南九州市知覧町郡字轟15968番1地先から同市川辺町両添字宮田184番1地先まで	
	枕崎知覧線	枕崎市美原町3番地先から同市瀬戸町27番地先まで	
		枕崎市国見町435番1地先から760番地先まで	
		南九州市知覧町西元字早馬前13525番4地先から同市知覧町西元字山薙12617番地先まで	
		南九州市知覧町西元字宇都11465番3地先から同市知覧町西元字塗木西ノ下10977番1地先まで	
		南九州市知覧町西元字塗木西ノ下10977番1地先から同市知覧町瀬世字田淵777番1地先まで	
	霜出南別府線	南九州市知覧町東別府字後野出口13144番1地先から同市知覧町東別府字後畑14402番1地先まで	

#### 鹿児島県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内串木野線	いちき串木野市荒川字赤岩平42番2地先から40番1地先まで	前	9.2~33.9	186.9
			後	9.2~36.6	186.9
	隼人溝辺線	霧島市隼人町嘉例川字矢筈22番2地先から同市隼人町嘉例川字前田382番3地先まで	前	4.4~8.8	143.9
			後	7.8~52.8	135.0
			前	6.0~24.9	34.0
		後	18.2~39.7	34.0	

#### 鹿児島県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道	川内串木野線	いちき串木野市荒川字赤岩平50番2地先から40番1地先まで	平成28年 3月25日
	隼人溝辺線	霧島市隼人町嘉例川字矢筈22番2地先から同市隼人町嘉例川字前田382番3地先まで	
		霧島市隼人町嘉例川字仁礼迫4104番4地先内	

## 鹿児島県告示第343号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域 の 名 称	区 域
安 勝 5 地 区	次に掲げる標柱の1号から19号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と19号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱 標柱の所在地
	1号 奄美市名瀬安勝町26番4
	2号 3号 奄美市名瀬安勝町1859番
	4号 奄美市名瀬小俣町1846番3
	5号 6号 7号 8号 奄美市名瀬小俣町1846番2
	9号 奄美市名瀬安勝町30番7
	10号 奄美市名瀬安勝町30番18
	11号 奄美市名瀬安勝町30番2
	12号 奄美市名瀬安勝町30番10
	13号 奄美市名瀬安勝町29番4
	14号 15号 奄美市名瀬安勝町28番1
	16号 17号 奄美市名瀬安勝町27番6
	18号 19号 奄美市名瀬安勝町1858番1

## 鹿児島県告示第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 施行者の名称

奄美市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 名瀬都市計画道路事業

(2) 名称 3・5・17号小俣線

## 3 事業施行期間（変更なし）

平成14年11月8日から平成28年3月31日まで

## 4 事業地

(1) 収用の部分

平成14年11月8日鹿児島県告示第1359号、平成16年10月15日鹿児島県告示第1751号及び

平成24年1月24日鹿児島県告示第94号の事業地のうち名瀬小俣町、名瀬春日町及び名瀬伊津部字ナカン田地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成14年11月8日鹿児島県告示第1359号、平成16年10月15日鹿児島県告示第1751号及び平成24年1月24日鹿児島県告示第94号の事業地に名瀬春日町及び名瀬伊津部字ナカン田を加える。

### 鹿児島県告示第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成28年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称  
出水市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 出水都市計画下水道事業
  - (2) 名称 出水市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和55年3月21日から平成35年3月31日まで（変更前平成28年3月31日まで）
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

### 鹿児島県告示第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成28年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称  
薩摩川内市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 薩摩川内都市計画下水道事業
  - (2) 名称 薩摩川内市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成8年2月14日から平成33年3月31日まで（変更前平成28年3月31日まで）
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
平成8年2月14日鹿児島県告示第251号、平成15年2月25日鹿児島県告示第228号、平成19年7月20日鹿児島県告示第1137号及び平成25年3月29日鹿児島県告示第393号の事業地に平佐町字三本松、字木無礼、字北牟田、字坊ヶ迫、字稲荷迫、字牛鑑、字谷ヶ迫、字大坊及び字天神迫を加える。

### 鹿児島県告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成28年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称  
霧島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 牧園都市計画下水道事業
  - (2) 名称 牧園町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成6年11月1日から平成35年3月31日まで（変更前平成28年3月31日まで）
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
平成6年11月30日鹿児島県告示第1887号，平成11年5月25日鹿児島県告示第835号，平成17年1月21日鹿児島県告示第111号，平成21年3月24日鹿児島県告示第389号及び平成26年1月10日鹿児島県告示第16号の事業地のうち大字牧園町高千穂字小谷，字出口，字真頭，字小塚原，字龍石，字栗川及び新床国有林63林班に小林班地内において事業地を変更し，同事業地に大字牧園町三体堂字佐木段を加える。

**北薩地域振興局告示第5号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により，次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年3月25日

北薩地域振興局長 竹田和昭

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年 2月22日	出水市明神町2271番地7 海平幸成 阿久根市赤瀬川3947番地5 佐藤靖仁 阿久根市赤瀬川3948番地18 落従道	阿久根市赤瀬川字坂ノ上 3947番1，3947番4， 3948番26，3948番28， 3948番29及び3948番30	45.53	4.04～4.09

**大島支庁告示第6号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成28年3月25日

大島支庁長 本重人

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はぐくみ	大島郡徳之島町 亀徳3345番地	社会福祉法人南 恵会	大島郡天城町瀬 滝1006-1	吉留 康貴	平成28年 3月31日	生活介護

**公安委員会公告**

## 警備業貴重品運搬警備業務 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業貴重品運搬警備業務 2 級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成28年 3 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 検定の種別及び級の区分  
貴重品運搬警備業務 2 級
- 2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員
  - (1) 実施日時  
平成28年 6 月 25 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで。ただし，受付は，当日の午前 8 時 30 分から午前 9 時までとする。
  - (2) 実施場所  
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）
  - (3) 受検定員  
30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし，受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定の方法及び内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - エ 運搬中の現金，貴金属，有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - イ 運搬中の現金，貴金属，有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア 期間  
平成28年 4 月 18 日（月）から同月 28 日（木）まで（県の休日を除く。）
    - イ 時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
  - (2) 提出書類
    - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）に規定する検定申請書（別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。） 1 通
    - イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
    - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通
    - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1 通
  - (3) 申請先及び申請方法
    - ア 申請先  
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又

は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。  
(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。  
(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110内線（3032・3033）